名古屋市生活援助型配食サービス利用契約書

利用契約書の記載例

甲(利用者)

乙(事業者)

第１条(サービスの提供目的)

乙は、名古屋市生活援助型配食サービスにかかる関係規定及びこの契約に従い、甲

に対し、甲が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を支

援することを目的としてサービスを提供します。

第２条(契約期間)

この契約期間は、 年 月 日から 年 月 日とします。

ただし、上記契約期間満了日の○○日以前までに甲から更新拒絶の申し出がない場

合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

1. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新前

の契約期間の日数とします。

第３条(配食サービスの基本内容)

第４条により甲の申し出による食事を甲の居宅に配達するとともに、食事を手渡し

する際、甲の様子を確認し、安否の確認を行います。

また、安否確認時に甲の様子に異常等がある場合には、甲の指定する緊急連絡先や

消防署等関係機関に連絡を行うなど、必要な措置を取ります。

第４条(甲の利用する食事の内容)

週間の利用予定 原則、月、水、金の昼食

食事の種類 ○○弁当(きざみ食)

　　 配送時間　　 　　午前１１時頃(交通事情等により、若干前後する場合があります。)

注意事項 食事は、配達後2時間以内に喫食し、それ以後は事故防止の観

点から喫食しません。

1. 甲は、いつでも配食サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

乙は、甲からのサービス内容の変更の申し出があった場合、正当な理由がなければこれを拒みません。

第５条(居宅介護支援事業者との連携)

乙は、甲に対して配食サービスを提供するにあたり、甲が居宅介護支援を受けてい

る場合にあっては、当該居宅介護支援事業者との密接な連携に努めることなどにより、

甲の心身の状況や置かれている環境、他の介護保険サービスの利用状況を把握するよ

うに努めます。

第６条(利用料等)

　 乙が提供する配食サービスの食事代及び利用料は、１食につき食事代が○○○円(税込

み)、利用料が配食サービス費200円に負担割合証に記載する負担割合を乗じた額です。

２ 乙から提供を受ける配食サービスが介護保険特別給付の適用を受けない場合の食事

代及び利用料は、１食につき食事代○○○円(税込み)、利用料200円（税別）です。

３　 甲が乙の提供する配食サービスをキャンセルする時は、原則としてサービスを受け

る前日までに連絡します。

４　 甲がサービスを受ける当日にキャンセルした場合、甲は乙に対し食事代の全額を負

担します。また、連絡なくサービスの提供時間に不在であった場合も同様とします。

５　 乙は、甲に対し、月ごとのサービスの利用実績を作成し、請求書に添付して送付し

ます。

６　 甲は請求内容を確認し、乙に対し、翌月○○までに○○○○の方法で利用料等を支

払います。

７　 乙は、甲から利用料等の支払を受けた時は、甲に対し、領収書を発行します。

第７条（利用料等の滞納）

　　 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用料等を○カ月以上滞納した場合において、

乙が甲に対して滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払がないとき、

全額の支払があるまで甲に対する配食サービスの全部又は一部の提供を一時停止する

ことができます。

２　前項の一時停止の意思表示をした後、甲が乙に対し２週間経過しても全額の支払が無いときは、乙はこの利用契約を解除することができます。

第８条（契約の終了）

　　 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

１　 甲の要介護状態区分が要支援１、要支援２又は自立と認定された場合。

２ 　甲が死亡した場合。

３　 第７条に基づき、契約の解除がなされたとき。

４　 第９条に基づき、甲又は乙から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した

とき。

第９条（甲及び乙の解約権）

　　 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

　　 この場合、○○日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契

約は解除されます。

２　 乙は甲が著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申入れにもかかわらず改善

の見込みがなく、第１条の配食サービスの提供目的を達成することが不可能となった

とき、○○日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第１０条（損害賠償）

乙は、甲に対する配食サービスの提供にあたって、事故が発生し、甲又は甲の家族

の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに甲

に対して損害を賠償します。

　 ただし、甲又は甲の家族に対して重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることが

できます。

２　 乙は事故発生に備えて○○損害保険会社の損害賠償責任保険に加入しています。

第１１条（緊急時の連絡先等）

　　第３条に規定する甲の指定する連絡先は、次のとおりです。

　　　　　氏　　　　名　　甲との関係　　電話番号１　　　電話番号２　　電話番号３

また、第５条の規定により、乙が連携をとる甲が居宅介護支援事業を受けている居

宅介護支援事業所及び担当ケアマネジャーは次のとおりです。

　　　　　居宅介護支援事業所　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　担当ケアマネジャー　　氏　名

第１２条（身分証の携行）

　 　乙の配送員は、常に身分証を携行し、初めて甲の居宅を訪問したときや、甲や甲の

家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第１３条（秘密保持）

　　 乙及び乙の従業員は、正当な理由のない限り、甲に対する配食サービスの提供にあ

たって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

２　 乙は乙の従業者が退職後、在職中知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがな

いよう必要な措置を講じます。

第１４条（苦情処理）

　　 甲又は甲の家族は、提供された配食サービスに苦情がある場合、いつでも次の苦情

担当者に苦情を申し立てることができます。

　　　　苦情担当者　　　　○○　○○　　　　電話　○○○－○○○○

２　 乙は甲又は甲の家族からの苦情に対し、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改

善に努めます。

第１５条（契約外事項）

　　 本契約に定めのない事項については、名古屋市介護保険条例その他の諸法令の定め

を尊重し、甲、甲の家族及び乙の協議により定めます。

　以上のとおり、契約が成立したことを証するため、本契約書を２通作成し、甲及び乙は

署名の上、各自１通保有することとします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

ご利用者（甲）

　　　私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。

　　　　　住　所

　　　　　氏　名

　　　　　電　話

事業者（乙）（法人の場合は、事業所名と併せて法人情報も記載してください。）

　　　　　所在地（法人）

　　　　　法人名

　　　　　代表者職氏名

　　　当事業者は、この契約に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

　　　　　所在地（事業所）

　　　　　事業所名

　　　　　代表者職氏名

　　　　　電　話